

社会福祉施設等における吹付けアスベスト等及びアスベスト含有保温材等使用実態調査票
【児童関係施設等】

	設計図書等または分析調査によるアスベストの使用の有無の確認の実施について									計
	実施済						未実施			
	アスベストの使用の有無について						分析調査の予定について			
	使用されていない	使用されている						依頼中	依頼予定	
		措置等の状況について								
		除去等の措置済	アスベストの飛散がない状態	除去等の措置未実施						
アスベストが使用されている場所について										
日常利用する場所				その他の場所						
除去等の措置予定について				除去等の措置予定について						
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ		
ばく露のおそれのない施設			ばく露のおそれのある施設				分析予定の施設			
(1) 乳児院	11	0	3	0	0	1	1	0	1	17
(2) 母子生活支援施設	27	1	5	1	0	0	0	0	9	43
(3) 児童養護施設	71	3	7	0	2	1	2	1	11	98
(4) 児童相談所	18	4	8	0	0	0	0	1	11	42
(5) 児童相談所一時保護施設	17	2	5	0	0	0	0	0	5	29
(6) 助産施設	56	1	11	0	0	0	2	0	1	71
(7) 保育所(保育所型認定こども園を含む)	3,439	153	519	9	5	5	14	69	1,051	5,264
(8) 幼保連携型認定こども園	860	30	80	2	3	2	3	11	113	1,104
(9) 小規模保育事業所	815	15	30	0	1	0	0	22	208	1,091
(10) 児童心理治療施設	3	0	0	0	0	0	0	0	1	4
(11) 児童自立支援施設	9	0	2	1	0	1	0	0	1	14
(12) 児童家庭支援センター	33	0	1	0	0	0	0	0	1	35
(13) 特例保育施設	49	0	4	0	0	0	1	0	14	68
(14) 子育て支援のための拠点施設	150	1	14	0	0	0	1	0	32	198
(15) 婦人相談所	13	0	1	0	0	0	1	0	2	17
(16) 婦人保護施設	3	0	1	0	0	0	1	1	3	9
(17) 婦人相談所一時保護施設	4	1	1	0	0	0	1	0	3	10
(18) 児童厚生施設(児童遊園を含む)	972	29	102	8	0	2	1	4	649	1,767
(19) 放課後児童健全育成事業実施施設	3,033	167	315	2	2	3	4	24	1,797	5,347
(20) 母子健康包括支援センター	104	5	11	0	0	0	0	0	13	133
(21) 慢性疾患児家族宿泊施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(22) 母子・父子休養ホーム	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
(23) 母子・父子福祉センター	4	0	1	1	0	1	0	0	1	8
(24) 児童自立生活援助事業所	42	0	3	0	0	0	0	1	14	60
(25) 地域子育て支援拠点事業所	818	24	85	0	3	1	3	5	219	1,158
(26) 職員養成施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
(27) 認可外保育施設	1,829	21	87	1	0	1	5	46	478	2,468
(28) 小規模住居型児童養育事業所	76	0	1	0	0	0	0	1	12	90
(29) 利用者支援事業所	143	7	71	0	0	1	0	1	32	255
(30) 産後ケア事業を行う施設	33	3	2	0	0	0	0	1	3	42
合計	12,634	467	1,370	25	16	19	40	188	4,685	19,444

調 査 要 領 （ 抜 粋 ）

1. 調査対象施設

以下のすべてに該当する施設を調査対象とする。

- ・ 「(別紙1) 調査対象施設種別」に掲げる社会福祉施設等
- ・ 平成18年9月1日以降に新築の工事に着手した建築物を除く全ての建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を有する施設
- ・ 前回調査（平成30年12月1日時点調査）において、「未措置状態にある施設」、「未回答の施設」、「分析予定の施設」に分類されていた施設及び調査時点以降に開設した施設

2. 調査対象建材

当該建築物等に使用されている建材であって、次のアからエに掲げるものを調査対象建材とする。

調査対象建材	内 容
ア 吹付けアスベスト等	建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたもの。吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けひる石（バーミキュライト）など。
イ アスベスト含有保温材	熱の損失を防止するために、熱源本体やダクト（配管）に使用されているようなもの。石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材、石綿含有パーライト保温材、石綿含有ケイ酸カルシウム保温材、石綿含有バーミキュライト保温材、石綿含有水練り保温材など。
ウ アスベスト含有耐火被覆材	吹き付け材の代わりとして、下地や化粧として鉄骨部分や鉄骨柱、梁に使用されているもの。石綿含有耐火被覆材、石綿含有ケイ酸カルシウム板第二種、石綿含有耐火被覆塗り材など。
エ アスベスト含有断熱材	石綿屋根用折版裏断熱材、石綿煙突用断熱材。

調査対象施設種別

1 児童関係施設等

- (1) 乳児院
- (2) 母子生活支援施設
- (3) 児童養護施設
- (4) 児童相談所
- (5) 児童相談所一時保護施設
- (6) 助産施設
- (7) 保育所（保育所型認定こども園を含む）
- (8) 幼保連携型認定こども園
- (9) 小規模保育事業所
- (10) 児童心理治療施設
- (11) 児童自立支援施設
- (12) 児童家庭支援センター
- (13) 特例保育施設
- (14) 子育て支援のための拠点施設
- (15) 婦人相談所
- (16) 婦人保護施設
- (17) 婦人相談所一時保護施設
- (18) 児童厚生施設（児童遊園を含む）
- (19) 放課後児童健全育成事業実施施設
- (20) 母子健康包括支援センター
- (21) 慢性疾患児家族宿泊施設
- (22) 母子・父子休養ホーム
- (23) 母子・父子福祉センター
- (24) 児童自立生活援助事業所
- (25) 地域子育て支援拠点事業所
- (26) 職員養成施設（体育館、養成所、宿舎等）
- (27) 認可外保育施設（児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項により届け出のあった施設に限る）
- (28) 小規模住居型児童養育事業所
- (29) 利用者支援事業所
- (30) 産後ケア事業を行う施設（医療機関と一体的に管理している場合を除く）

2 障害児者関係施設

- (1) 障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）

- (2) 障害者支援施設
- (3) 居宅介護事業所（重度訪問介護、同行援護、行動援護を含む。）
- (4) 短期入所事業所
- (5) 就労定着支援事業所
- (6) 自立生活援助事業所
- (7) 共同生活援助事業所
- (8) 相談支援事業所
- (9) 補装具製作施設
- (10) 盲導犬訓練施設
- (11) 点字図書館
- (12) 聴覚障害者情報提供施設
- (13) 児童発達支援事業所
- (14) 放課後等デイサービス事業所
- (15) 障害児入所施設
- (16) 児童発達支援センター
- (17) 居宅訪問型児童発達支援事業所
- (18) 保育所等訪問支援事業所
- (19) 障害児相談支援事業所
- (20) 福祉ホーム
- (21) その他

3 高齢者関係施設

- (1) 養護老人ホーム
- (2) 特別養護老人ホーム
- (3) 軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス）
- (4) 都市型軽費老人ホーム
- (5) 老人デイサービスセンター
- (6) 老人短期入所施設
- (7) 老人福祉センター（A型、特A型、B型）
- (8) 老人福祉施設付設作業所
- (9) 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）
- (10) 認知症高齢者グループホーム
- (11) 在宅複合型施設
- (12) 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）
- (13) 介護老人保健施設
- (14) 訪問看護ステーション
- (15) 有料老人ホーム

- (16) 特定民間施設（「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第2条第4項に規定する施設）
- (17) 老人休養ホーム
- (18) 老人憩いの家
- (19) 高齢者総合相談センター
- (20) 介護実習・普及センター
- (21) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (22) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (23) 小規模老人保健施設（定員29人以下）
- (24) 地域密着型特別養護老人ホーム
- (25) 小規模養護老人ホーム
- (26) 小規模ケアハウス
- (27) 夜間対応型訪問介護ステーション
- (28) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (29) 介護予防拠点
- (30) 地域包括支援センター
- (31) 地域支え合いセンター
- (32) 緊急ショートステイ
- (33) 施設内保育施設
- (34) 介護医療院

4 その他施設

- (1) 保護施設（救護施設・更生施設・授産施設・宿所提供施設）
- (2) 社会事業授産施設
- (3) 日常生活支援住居施設
- (4) 無料低額宿泊事業を行う施設（上記（3）のうち日常生活支援住居施設として認定を受けている施設を除く）
- (5) 隣保館
- (6) 生活館
- (7) 生活困窮者・ホームレス自立支援センター
- (8) へき地保健福祉館
- (9) 地域福祉センター
- (10) 生活困窮者一時宿泊施設（シェルター）
- (11) 地方改善施設（※）

※ 地域改善対策、アイヌ生活向上関連施策等として整備した共同作業場・大型共同作業場・納骨堂・共同浴場・火葬場・共同便所・共同炊事洗濯場・ごみ焼却炉